

医療福祉の地域創造会議 規約

(名称)

第1条 本会は、医療福祉の地域創造会議（以下、「地域創造会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、日常生活圏域における地域包括ケアを構築するために、医療福祉サービスの関係者や住民等の民間の主導により、市町・県の行政関係者も参画し、お互いに顔の見える関係をつくりながら、地域の支え合いの中で、高齢者や障害者など社会的に支援を必要とする人たちを包み込む滋賀モデルを全世代型で推進し、誰もが地域で自分らしく暮らし続け、老いを迎え、平穏に死を迎えることができる社会を創造することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 県内各地域における地域包括ケアの構築・推進に関する事。
- (2) 医療福祉の専門職、NPO、県・市町の行政等の関係者相互の連絡及び協力の促進に関する事。
- (3) 県内各地域における医療福祉に関わる種々の「懇話会」との連携・協力に関する事。
- (4) 医療福祉滋賀モデルの実現に向けた自主的な取組目標の設定と実践の検証に関する事。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に定める目的に賛同する個人とする。

(賛助団体及び事務局支援団体)

第5条 賛助団体は、第2条に定める目的に賛同する団体とする。

2. 事務局支援団体は、賛助団体のうち、運営事務局への所属職員の参加を認めること等の支援を表明した団体とする。

(会費)

第6条 会費は、当分の間、次のとおりとする。年度途中に入会し、及び退会した場合においても同額とする。

- (1) 会員 年額1,000円
- (2) 学生会員 無料

(総会)

第7条 地域創造会議は、会員及び賛助団体が参画する総会を、各年度に1回以上開催するものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 15名以内
- (2) 顧問 1名
2. 幹事のうちから、代表幹事1名、監査担当幹事1名を定める。
3. 顧問は、直近に代表幹事を退いた者を充てる。
4. 代表幹事および幹事は、総会において承認する。

(幹事の職務)

第9条 幹事は、幹事会を構成し、この規約で定めるところにより、本会業務の執行の決定に参画する。

2. 代表幹事は本会を代表し、その業務を執行する。
3. 代表幹事は、自身に事故があるとき、または職務の遂行が困難になったときにその職務を代行する者を、事前に指名しておくことができる。
4. 監査担当幹事は、本会の会計を監査する。

(幹事の任期)

第10条 幹事の任期は、承認後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。なお、任期満了前に退任した幹事の補欠として、または、増員により選任された幹事の任期は、前任者またはその他の在任幹事の任期の残存期間と同一とする。

(運営)

第11条 本会の運営は、幹事会の承認を得て運営事務局が行う。

2. 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集する。
3. 幹事会は、規約の制定及び改廃、本会の各年度の事業計画、収支予算、事業活動報告、収支決算報告を審議・議決し、これを総会に報告する。
4. 前項に定める幹事会の審議事項について、議決に加わることのできる幹事全員が同意の意思表示をしたときは、当該審議事項を可決する旨の幹事会の決議があったものとみなす。
5. 運営事務局は、事務局支援団体の職員及び有志の会員により構成する。
6. 運営事務局に、次の者を置く。
 - 事務局長 1名
 - 事務局次長 若干名
 - 会計責任者 1名
7. 運営事務局の所在地は、滋賀県庁健康医療福祉部医療福祉推進課内に置く。
8. 運営事務局職員の業務に関し、必要な事項は別に定める。

9. 運営事務局は、必要に応じて本会の運営や企画内容を検討するための企画検討委員会を設置する。
10. 企画検討委員会の内容に関し、必要な事項は別に定める。

(会計)

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、3月31日に終わるものとする。
2. 監査担当幹事は、会計年度終了後速やかに本会の出納について監査を行い、その結果を幹事会に報告し、その承認を得なければならない。

(その他)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、幹事会において協議して定める。

付 則

- この規約は平成23年8月30日から施行する。
この規約は平成24年4月1日から施行する。
この規約は令和3年4月1日から施行する。
この規約は令和4年1月1日から施行する。
この規約は令和5年4月1日から施行する。